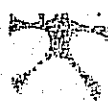


特定信書便事業の許可について  
(総務大臣諮問第 1003号)

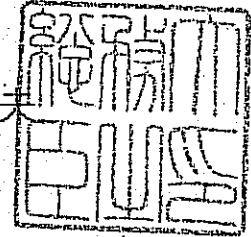


諮問第1003号  
平成20年 9月29日

情報通信行政・郵政行政審議会  
会長 高橋 温 殿

総務大臣

鳩山 邦夫



### 諮 問 書

輪急便株式会社（代表取締役 菅野 淳）ほか10者から、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第29条の規定に基づき、別添のとおり特定信書便事業の許可申請があった。その概要は別紙1-1及び別紙1-2のとおりである。

これについて審査した結果は、別添審査結果（概要は別紙2）のとおりであり、同法第31条各号の規定に適合しており、かつ、同法第33条において準用する同法第8条各号の規定に該当しないと認められる。よって、同法第29条の規定に基づき許可することとしたい。

上記について諮問する。

## 特定信書便事業の許可申請の概要1

	申請者名等 (本社所在地・資本金等)	提供サービス			提供区域	事業開始 予定日
		90 cm/ 4 kg超 ①	3 時間 ②	1,000 円超 ③		
関東	1 輪急便株式会社 (東京都千代田区・1,000万円) 現在行っている事業： 一般貨物自動車運送業等			○	埼玉県、千葉県、東京都 及び神奈川県	平成20年 10月1日
	2 有限会社スワローエクスプレス (東京都中央区・300万円) 現在行っている事業： 貨物軽自動車運送業			○	茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都 及び神奈川県	平成20年 10月1日
北陸	3 太陽警備保障株式会社 (石川県七尾市・3,500万円) 現在行っている事業：警備業等	○			石川県及び富山県氷見市	平成20年 10月1日
東海	4 金八運送有限会社 (三重県松阪市・300万円) 現在行っている事業： 一般貨物自動車運送業	○			三重県	平成21年 4月1日
近畿	5 赤帽奈良県軽自動車運送協同組合 (奈良県大和郡山市・612万円) 現在行っている事業： 事業協同組合（他に分類されな いもの）	○		○	引受地：奈良県 配達地：滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、奈良 県及び和歌山県	平成20年 10月1日
	6 有限会社ボンズカンパニー (滋賀県大津市・300万円) 現在行っている事業： 貨物軽自動車運送業	○		○	滋賀県	平成20年 10月1日
中国	7 有限会社津島栄光運送 (岡山県岡山市・800万円) 現在行っている事業： 貨物軽自動車運送業	○			岡山県（離島を除く。）	平成20年 10月1日
	8 府中高速運輸株式会社 (広島県府中市・1,000万円) 現在行っている事業： 一般貨物自動車運送業等	○		○	広島県府中市及び福山市 （離島を除く。）	平成20年 10月1日

		申請者名等 (本社所在地・資本金等)	提供サービス			提供区域	事業開始 予定日
四 国	9	愛媛総合警備保障株式会社 (愛媛県松山市・4,000万円) 現在行っている事業：警備業等	○			愛媛県	平成20年 10月1日
	10	有限会社瀬戸内急便 (香川県三豊市・700万円) 現在行っている事業： 一般貨物自動車運送業等	○	○	○	①、③香川県(離島を除く。)、愛媛県新居浜市(離島を除く。)及び四国中央市並びに徳島県三好市(三野町、山城町、西祖谷山村及び東祖谷山村を除く。) ②香川県高松市(庵治町、牟礼町及び塩江町を除く。)*、坂出市*、丸亀市*、三豊市*、観音寺市*、善通寺市、綾川町、宇多津町、多度津町*及びまんのう町 *印の区域は離島を除く。	平成20年 11月1日
九 州	11	社会福祉法人千仁会 (大分県豊後大野市・1,783万円) 現在行っている事業： その他分類されない事業等	○	○	○	①、③大分県豊後大野市、大分市、臼杵市(離島を除く。)、津久見市(同)、佐伯市(同)及び竹田市 ②大分県豊後大野市(緒方町、三重町及び清川町の一部地域を除く。)	平成20年 10月1日

## 特定信書便事業の許可申請の概要2

### 1 申請者及び事業計画の概要

申請者の概要		1	2	3	4	5	6
		輪急便(株)	(有)スワローエクスプレス	太陽警備保障(株)	金八運送(有)	赤帽奈良県軽自動車 運送協同組合	(有)ボンズカンパニー
① 引受けの方法	営業所等	○	○			○	○
	取集	○	○			○	○
	巡回			○	○	○	○
	定期			○	○	○	○
② 配達の方法	対面交付	○	○	○	○	○	○
	受箱投函	○	○	○	○	○	○
	メール室配達	○	○	○	○	○	○
③ 業務委託等の有無		—	—	—	—	○	—

### 2 事業収支見積 (単位: 百万円) 及び3時間審査

① 事業収支見積り		初年度/全体	翌年度/全体															
(注1) 委員限り																		
② 算出方法	収入	顧客へのヒアリング結果を考慮して算出した推定取扱信書便物数に予定単価を乗じて算出	顧客へのヒアリング結果を考慮して算出した推定取扱信書便物数に予定単価を乗じて算出	契約が見込まれる者との間で予定する契約額を基に算出	契約が見込まれる者との間で予定する契約額を基に算出	顧客へのヒアリング結果を考慮して算出した推定取扱信書便物数に予定単価を乗じて算出	契約が見込まれる者との間で予定する契約額を基に算出											
	支出	設備等を共用するその他の事業との収入比により案分して算出	設備等を共用するその他の事業との収入比により案分して算出	支出項目ごとに単価を積み上げること等により算出	支出項目ごとに単価を積み上げること等により算出	設備等を共用するその他の事業との収入比により案分して算出	支出項目ごとに単価を積み上げること等により算出											
③ 最長時間経路	始点	/	/	/	/	/	/											
	終点																	
④ 提供区域の審査	主な送達手段							/	/	/	/	/	/					
	引受等時間																	
	実測時間																	
	ATIS 計測時間																	
⑤ 道路交通法令の遵守														/	/	/	/	/
⑥ 参入分野 (注3)	1号		○	○	○	○												
	2号																	
	3号	○	○			○	○											

注1: 「事業収支見積り」欄の収は収入、支は支出を示す。「事業収支見積り」欄の「全体」は申請者が行う事業(特定信書便事業を含む。)全体の収支を示す。

注2: 「引受等時間」は引受け又は配達に要する時間で1箇所当たりの引受等時間を5分と見込んで算出している。「実測時間」及び「ATIS計測時間」欄の走は走行時間、合計は引受等所要時間と走行時間の合計を示す。

注3: 1号→90cm/4kg超の役務、2号→3時間以内の送達の役務、3号→1,000円超の料金の役務

### 3 資金計画等 (単位: 百万円)

① 所要資金/調達方法 委員限り							
② 自動車輸送等に係る行政庁の許可等		○	○	○	○	—	○

## 特定信書便事業の許可申請の概要2

### 1 申請者及び事業計画の概要

		7	8	9	10	11
申請者の概要		(有)津島栄光運送	府中高速運輸(株)	愛媛総合警備保障(株)	(有)瀬戸内急便	社会福祉法人千仁会
① 引受けの方法	営業所等	○	○		○	○
	取集	○	○		○	○
	巡回	○	○	○	○	○
	定期	○	○		○	○
② 配達の方法	対面交付	○	○	○	○	○
	受箱投函	○	○		○	○
	メール室配達	○	○		○	○
③ 業務委託等の有無		—	—	—	—	—

### 2 事業収支見積 (単位: 百万円) 及び3時間審査

① 事業収支見積						
① 事業収支見積 (注1) 委員限り	初年度/全体					
	翌年度/全体					
② 算出方法	収入	契約が見込まれる者との間で予定する契約額を基に算出	顧客へのヒアリング結果を考慮して算出した推定取扱信書便物数に予定単価を乗じる等して算出	契約が見込まれる者との間で予定する契約額を基に算出	顧客へのヒアリング結果を考慮して算出した推定取扱信書便物数に予定単価を乗じて算出	顧客へのヒアリング結果を考慮して算出した推定取扱信書便物数に予定単価を乗じて算出
	支出	支出項目ごとに単価を積み上げること等により算出	支出項目ごとに単価を積み上げること等により算出	設備等を共用するその他の事業との収入比により案分して算出	設備等を共用するその他の事業との収入比により案分して算出	支出項目ごとに単価を積み上げること等により算出
③ 最長時間経路	始点	/	/	/	65.0km 観音寺市・道の駅とよはま	35.0km 豊後大野市・熊野神社
	終点				高松市・高松町交差点	豊後大野市・緒方町上冬原
④ 提供区域の審査 (注2)	主な送達手段	/	/	/	軽四輪自動車等	軽四輪自動車
	引受等時間				25分 (5箇所×5分)	100分 (20箇所×5分)
	実測時間				走 114分 合計 139分	走 58分 合計 158分
	ATIS計測時間				走 144分 合計 169分	走 65分 合計 165分
⑤ 道路交通法令の遵守					○	○
⑥ 参入分野(注3)	1号	○	○	○	○	○
	2号				○	○
	3号		○		○	○

注1: 「事業収支見積」欄の「収」は収入、「支」は支出を示す。「事業収支見積」欄の「全体」は申請者が行う事業(特定信書便事業を含む。)全体の収支を示す。

注2: 「引受等時間」は引受け又は配達に要する時間で1箇所当たりの引受等時間を5分と見込んで算出している。「実測時間」及び「ATIS計測時間」欄の「走」は走行時間、「合計」は引受等所要時間と走行時間の合計を示す。

注3: 1号→90cm/4kg超の役務、2号→3時間以内の送達の役務、3号→1,000円超の料金の役務

### 3 資金計画等 (単位: 百万円)

① 所要資金/調達方法 委員限り						
② 自動車輸送等に係る行政庁の許可等		○	○	○	○	○

## 特定信書便事業の許可申請の審査結果の概要

特定信書便事業の許可申請のあった11者について、審査した結果の概要は、以下のとおりであり、いずれの申請についても適当であると認められる。

## 1 事業の計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであること。

項目	審査概要	適否
引受け	引受けの方法が明確に記載されており、信書便管理規程を遵守する者が差出人から直接引き受けることから、秘密の保護のため適切である。	適
配達	配達の方法が明確に記載されており、信書便管理規程を遵守する者が配達し、受取人に直接引き渡し、又は、受箱等へ投函することから、秘密の保護のため適切である。	適
委託	委託契約書においても、受託者に信書便管理規程の遵守義務が課されており、秘密の保護のため適切である。 (委託予定申請者1者)	適

## 2 事業の遂行上適切な計画を有するものであること。

項目	審査概要		適否
事業収支見積り	対象年度	いずれの申請者についても、初年度、2年度とも黒字となる見込みである。	適
	算出方法	収入は、契約が見込まれる者との間で予定する契約額又は顧客へのヒアリング結果を考慮して算出された推定取扱通数に予定単価を乗じた額としており、適正かつ明確に算出している。支出は、項目ごとに積み上げた額又は兼業する貨物運送事業等との按分等による額としており、適正かつ明確に算出している。	適
3時間審査 (2号役務)	3時間以内に送達可能であることが実測と ATIS で立証されている。 (2号役務提供予定申請者2者)		適
役務内容が法に適合していること	申請のあった役務内容はそれぞれの役務の種類に応じた法の規定に適合している。		適
委託	特別の事情及び取扱いの責任が明確である。第三者の再委託も禁止されている。 (委託予定申請者1者)		適

## 3 事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

項目	審査概要	適否
資金	事業の開始に要する資金の見積りの算出方法が適正かつ明確であり、調達できることについて明確な裏付けのある自己資金により調達することとしている。	適
行政庁の許可等	事業を営むために必要な許可等を取得済みである。	適

## 4 欠格事由に該当しないこと。

いずれの申請者とも該当なし。